

ふるさと納税

平成 30 年 7 月 6 日、総務省のふるさと納税ポータルサイトにふるさと納税に関する現況調査結果が掲載されました。ふるさと納税は平成 26 年頃から話題となり、平成 27 年にワンストップ特例制度の導入により急激に増加を続けています。平成 29 年度ふるさと納税受入額は 3,653.2 億円（平成 28 年度は 2,844.1 億円）という調査結果となりました。また、地方団体別で見ると受入額が一番多かったのは大阪府泉佐野市でした。泉佐野市は、肉や米、フルーツなどの魅力的な返礼品が多く人気となったようです。返礼品目当てにふるさと納税をするのはよくあることですが、総務省は返礼割合が高い返礼品は本来のふるさと納税の趣旨に反するとして、平成 29 年に返礼割合が寄附金額の 3 割を超えないようにとの通知を各都道府県に出しています。これによって、返礼品を変更する団体があれば、見直す意向のない団体もあります。現状のままであれば、規制や制度の変更などが行われる可能性があります。

団体名		受入額(百万円)	受入件数(件)
大阪府	泉佐野市	13,533	862,082
宮崎県	都農町	7,915	430,018
宮崎県	都城町	7,474	523,164
佐賀県	みやき町	7,224	122,058
佐賀県	上峰町	6,672	510,453

自治税務局市町村税課 ふるさと納税に関する現況調査結果（平成 29 年度実績）より抜粋

私達納税者の立場では悩ましいところではありますが、現状の制度の中では、応援したい地方団体や事業、縁がある土地、魅力的な返礼品…ふるさと納税を行うにはどれも問題のない動機です。地方の活性化のためにも、ふるさと納税制度が益々発展することに期待したいと思います。

住民税

平成 30 年度より多くの地域で住民税の特別徴収が義務化されました。住民税は都道府県や市町村に納めることから、それぞれの地方団体により金額が異なることは周知の事実ではありますが、では実際にどのような違いがあるのでしょうか。

基本的な計算方法はどこでも同じです。通常は①均等割と②所得割を合算したものになります。

①均等割 市町村民税 3,500 円 + 道府県民税 1,500 円 = 合計 5,000 円

※復興支援のため、平成 35 年まで 1,000 円加算されています。

②所得割 税率 10%

	均等割	所得割
標準	5,000	10%
豊岡市	5,800	10.1%
横浜市	6,200	10.025%
大阪市	5,300	10%
京都市	5,600	10%
神戸市	5,800	10%
名古屋市	5,300	9.7%

この①と②に対して、“超過課税”がある自治体は高くなってしまいます。兵庫県豊岡市は、均等割に県民緑税 800 円が加算されており、また豊岡市の都市計画税廃止に伴い所得割が 0.1%加算されています。神奈川県横浜市は均等割に横浜みどり税 900 円が加算、また神奈川県の水源地環境保全のため均等割に 300 円、所得割に 0.025%の加算があります。大阪府は森林環境税 300 円、京都府は豊かな緑を育てる府民税 600 円など、ほとんどの道府県で超過課税があります。そんな中、名古屋市には減税条例があり、均等割は△200 円（あいち森と緑づくり税 500 円加算で合計 5,300 円）、所得割は△0.3%となっています。

住民税だけでなく、地方団体により課税されるものは多くあります。地方税に関する情報は地方団体のホームページで確認できますので、一度お住まいの地域の税金について調べてみてはいかがでしょうか。

(文責 大林 慶子)